

特区版サンドボックス制度に係る特例措置メモ（P）

保安基準

（省令）道路運送車両の保安基準第55条第1項（基準の緩和）

（告示）保安基準緩和告示第1条第10項（自動運転試験車両）

- ⇒ 区域計画（レギュラトリー・サンドボックス実施計画）に従って作成された遠隔操作又は自動運転により走行させることができる自動車の試験に係る実証事業計画の認定があった場合、試験に用いられる自動車については、道路運送車両の保安基準第55条に規定する保安上及び公害防止上支障がないと認定し、当該自動車ごとに指定したものと扱う。

道路使用許可

（法律）道路交通法第77条（道路の使用の許可）

（通達）遠隔型自動運転システムの公道実証実験に係る道路使用許可の申請に対する取扱いの基準

- ⇒ 区域計画（レギュラトリー・サンドボックス実施計画）に従って作成された遠隔型自動運転システムの試験に係る実証事業計画の認定があった場合、道路交通法第77条に規定する道路の使用の許可を受けたものとみなす。

無人航空機飛行許可・承認

（法律）航空法第132条、第132条の2

（要領）無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領

- ⇒ 区域計画（レギュラトリー・サンドボックス実施計画）に従って作成された無人航空機を用いた試験に係る実証事業計画の認定があった場合、航空法第132条及び第132条の2の規定は適用しないものとする。